

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、六ツ目中池地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）六ツ目中池地区）を行うことについて平成19年2月15日認可した。

平成19年2月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀